

群馬県市町村会館管理組合大規模修繕基金条例

平成15年9月2日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、群馬県市町村会館管理組合大規模修繕基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 群馬県市町村会館（以下「会館」という。）の大規模な修繕に必要な資金を積み立てるため、群馬県市町村会館管理組合大規模修繕基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第3条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第7条 基金は、会館の大規模修繕に必要な資金の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(群馬県市町村会館管理組合基金条例の一部改正)

2 群馬県市町村会館管理組合基金条例（昭和53年群馬県市町村会館管理組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「群馬県市町村会館の建設に伴う組合債の償還及び市町村会館の維持補修」を「群馬県市町村会館の管理」に改める。

第6条中「群馬県自治会館及び群馬県市町村会館の管理及び建設に要する経費の財源並びにこれらに伴う組合債の償還」を「群馬県市町村会館の管理」に改める。